

9月9日は「救急の日」

国では、救急医療に対する正しい理解と認識を深めていただくために「救急の日」（9日）を含む、9月5日（日）から11日（土）までの1週間を「救急医療週間」と定めています。

当消防署では、救急医療週間に「普通救命講習会Ⅰ」を次のとおり開催しますので、9月4日（土）までに申し込みください。当日申込みの参加も可能です。

【1回目】 9月 5日（日）13:00～16:00
能代市二ツ井町公民館 2階大ホール
※旧二ツ井町福祉会館

【2回目】 9月11日（土）18:00～21:00
能代市二ツ井町公民館 2階和室
※旧二ツ井町福祉会館

【講習内容】 心肺蘇生法、AED取扱い方法、気道異物の除去法

【申込み・お問い合わせ先】

能代山本広域市町村圏組合

二ツ井消防署 救急担当 ☎73-2327

藤里分署 救急担当 ☎79-1119

たばこは地元から!!
～たばこ税は
貴重な財源です～

地デジのご案内

2011年7月24日のアナログ放送終了まで

あと 333 日です。

アナログ放送が見られなくなるまで1年をきりました。

みなさんの地デジ準備、デジサポがお手伝いします。

地デジに関するお問い合わせは
デジサポ秋田へ

☎ 018-803-1100



介護保険は、公費（国・県・町）と40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源に運営しています。介護サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

Q. 介護保険料を納めないと？

通常は、介護サービスを利用したとき、かかる費用のうちの1割を利用者に負担していただきますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。



滞 納 期 間	講 じ ら れ る 措 置 の 内 容
① 1年以上	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によって後日保険給付（費用の9割）が支払われる形になります。
② 1年6ヶ月以上	保険給付の一部、または全部が一時的に差し止められ、滞納していた保険料と相殺されます。
③ 2年以上	2年を超えた未納期間に応じて、利用者負担が1割→3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

☆ 滞納措置は、保険料を全額納付されたときに解除されます。

☆ 滞納期間が2年を経過すると徴収権が消滅し納付できません。ご注意ください。

『普通徴収の方の介護保険料納入には、口座振替がおすすめです』

【お問い合わせ先：町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113（内線133）】